掲示第８６号

神戸空港における本邦と外国との間を往来する航空機と陸地との間の交通又は貨物の積卸場所を指定する掲示

関税法（昭和２９年法律第６１号）第２４条第１項の規定に基づき、神戸空港において本邦と外国との間を往来する航空機（以下「外国往来機」という。）と陸地との間の交通又は貨物の積卸を行う場合に経なければならない場所を次のように指定し、同法施行令（昭和２９年政令第１５０号）第２２条第１項の規定により公告する。

この実施に伴い、神戸空港における本邦と外国との間を往来する航空機と陸地との間の交通又は貨物の積卸場所を指定する掲示（令和７年６月１９日掲示第１０９号）については、廃止する。

第１　外国往来機と陸地との間の交通を行う場合に経なければならない場所は次に掲げる場所とする。

１　神戸空港第２ターミナルビル国際線出国旅具検査場から出国審査場及び国際線搭乗待合室を経由し、国際線バス乗車場を経て、外国往来機に至る通路。

（出国する旅客及び乗組員並びに関係業務に従事する者に限る。）

２　外国往来機から神戸空港第２ターミナルビル国際線バス降車場及び国際線到着コンコースを経由し、検疫検査場及び入国審査場を経て、入国旅具検査場に至る通路。

（入国する旅客及び乗組員並びに関係業務に従事する者に限る。）

３　第３ゲートを経て外国往来機に至る経路

（機用品の積込業務に従事する者に限る。）

４　神戸空港第１ターミナルビルの制限区域に通じる出入口を経て外国往来機に至る経路

（外国往来機に関連する業務に従事する者に限る。）

５　ヒラタ学園神戸エアセンター旅具検査所とヒラタスポットに駐機する外国往来機を結ぶ経路

（出入国する旅客及び乗組員並びに関係業務に従事する者に限る。）

６　神戸空港第２ターミナルビル検査スペース前出入口及び第２ゲートを経て外国往来

機に至る経路

（外国往来機に関連する業務に従事する者に限る。）

第２　外国往来機と陸地との間の貨物の積卸を行う場合に経なければならない場所は次に掲げる場所とする。

１１番から１５番までの各スポット及びヒラタスポット